

議案第68号

富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年8月30日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

学校給食費の公会計化に伴い、富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。次条において「法」という。）第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。次条において「特別支援学校給食法」という。）第3条の規定に基づき、市が実施する学校給食及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 学校給食及びこれに準じて実施される食事の提供に要する経費のうち、学校給食の実施及びこれに準じて実施される食事の提供に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に要する経費以外のものをいう。
- (3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）及びこれに準じて実施される食事の提供を受ける者をいう。

### (学校給食の実施)

第3条 市は、市が設置する小学校、中学校及び特別支援学校において学校給食を実施するものとする。

### (学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

- 2 学校給食費の額は、規則で定めるところにより決定する。

### (学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食費の管理に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。